

# 大学設置基準等における 教育課程等に係る特例制度について

文部科学省高等教育局大学教育・入試課



文部科学省

# 大学設置基準等改正の主な具体的内容

## 一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

## 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

## 四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

## 六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

## 八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

## 九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
  - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
  - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
  - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
  - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

# 教育課程等に係る特例制度について

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合  
かつ

②以下を行う大学であること

- － 当該先導的な取組を行う
- － 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- － 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、  
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、  
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、  
第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、  
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・  
第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

# モデルケース①

## モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

(特例対象規定：遠隔授業の60単位上限)

(想定される取組の一例)

- ▶ 地方での社会課題解決に向け、課題の異なる日本国内の複数地域でのフィールドワークを通じた実践的な教育活動を行うとともに、多様性のある国際的視野の獲得に向け、長期海外留学中に現地での社会体験活動やフィールドワークなどを行いながら、4年間を通して、国際性と地域性を基盤とした課題発見力・解決力を持った人材を養成する。
- ▶ その際、一定期間ごとに、
  - ①学生同士が、様々な滞在国や地域から、同時双方向型のオンラインで参加する、自らの体験・実践について発表・協議を行う演習
  - ②それを踏まえた各地でのフィールドワーク等の実践のルーティンを繰り返しつつ、大学のメインキャンパスで行われる講義等の授業も、同時双方向型のオンラインで受講するために、遠隔授業について60単位を超えて卒業に必要な修得単位として認める。

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。(上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない)
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定(遠隔授業の60単位上限)の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

# モデルケース②

## モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携】

(特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則)

- 各大学の強みを生かし、相互補完の理念の下、学生の幅広い学修の選択に資するよう、文理や一般・専門教育を問わず質の高い多様な教育環境（オンラインも含む）を提供することにより、課題発見・解決力を持った人材を養成する。
- その際、大学等連携推進法人・複数大学設置法人の枠組みによらず、連携大学の授業科目を連携開設科目と位置付け、一定条件（協議会の設置など）の下、その単位を卒業要件となる修得単位数に算入することを可能とする。※連携開設科目に係る30単位上限の規定の適用は受ける

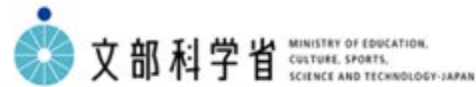
(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。
- ☑ 「学生に対する適切な配慮のための具体的な措置」として、
  - ① 教学管理に関して、連携大学間の協議会の設置、連携協定の締結など継続的な連携を確保するための措置
  - ② 連携協定の中に既入学生に対する連携開設科目の継続開設について盛り込むなど、連携開設科目を前提に入学した学生が、連携関係の解消による当該科目の中止等により不利益を受けないための具体的な措置について、申請計画書において示されていること。
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（授業科目の自ら開設の原則）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

# ご案内

- ・ 本制度の解説資料、申請・審査に係る情報、事前連絡やWeb相談の詳細は、下記のWebページに詳細を公開中

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm)



> サイトマップ > English 文字サイズの変更 小 中 大

キーワード  
Google Custom Search 検索

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 令和4年度大学設置基準等の改正について

## 令和4年度大学設置基準等の改正について

~~~~~ (中略) ~~~~~

### 4. 教育課程等に係る特例制度

#### 規程等

- 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規定 (PDF:110KB)
- 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規定に関する実施要項 (PDF:262KB)
- 大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査(令和5年度)について(解説資料) (PDF:2.5MB)

#### 申請手続等

- 教育課程等特例認定大学等の認定の申請等について(事務連絡)※別添省略 (PDF:146KB)
- 様式集(実施要項 様式1~7) (Word:34KB)
- Q&A
- 事前連絡フォーム
- Web相談の受付